

平成26年第5回苫小牧市国民健康保険運営協議会会議録

| | |
|------|---|
| 日 時 | 平成26年10月20日(月) 18時00分 ~ 18時35分 |
| 場 所 | 市役所9階 第2委員会室 |
| 出席委員 | 及川委員、粒来委員、熊谷委員、牛丸委員、川口委員、石橋委員、志賀委員、白崎委員、岡田委員 |
| 事務局 | 玉川市民生活部長、相原国保課長、村本課長補佐、川本総務係長、吉田給付係長 佐藤収納係長、近江谷主事、浅野主事 |
| 会議次第 | <ol style="list-style-type: none">1 諮問2 市長挨拶3 開会4 会長挨拶5 協議事項 第1号 市長からの諮問事項について 苫小牧市税条例の一部改正について6 その他 |

| 発 言 者 | 発 言 内 容 |
|--------|---|
| 国保課長 | 開会に先立ちまして、本運営協議会に対し諮問がございますので、石橋会長に諮問書をお渡しいたします。よろしくお願いいたします。 |
| 市長 | よろしくお願いいたします。 |
| 国保課長 | それでは、市長より御挨拶申し上げます。 |
| 市長 | <p>本日は、お忙しい中、国民健康保険運営協議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、平素より、国民健康保険事業の運営のため、格別の御尽力をいただいておりますことを心から御礼申し上げます。</p> <p>さて、国民健康保険事業でございますが、高齢化の進展に伴う医療費の増大や、所得の低い世帯が多く加入するなどの構造的な問題を抱えておりまして、どの保険者においても厳しい財政運営を強いられているところでございます。現在は、平成29年度の国保都道府県化に向けまして、構造的な問題を解決する方策と事業運営に関する都道府県と市町村の役割分担について、国と地方代表で構成される国保基盤強化協議会における議論が重ねられているところでございます。本市の国保会計につきましては、平成21年度にそれまでの累積赤字を全て解消して以来、5年続けて黒字決算とはなりましたが、医療費や制度上の納付金などの増加は続き、今後は収支の悪化が懸念されておりますことから、引き続き、健全な事業運営に向けて、収納率の向上と医療費の適正化に取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>今ほど諮問をさせていただきました、苫小牧市税条例の一部改正について、本日は御審議いただくこととなります。詳細は、後ほど担当の方から説明させていただきますが、平成27年度から国民健康保険税の課税限度額を段階的に、地方税法施行令で定められている限度額まで引き上げるというものでございます。委員の皆様から数多くの御意見、御提言を賜りたいと存じますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。先般の国保会計の決算委員会におきましても、議員の皆さんもこのことについて非常に関心を持っておられる訳でございますが、何卒率直な御意見をいただければと考えております。</p> <p>委員の皆さんの御健勝を心から御祈念を申し上げまして、御挨拶に代えさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。</p> |
| 国保課長 | 市長は、次の用務のためここで退席させていただきます。 |
| 国保課長 | それでは、ただいまから平成26年第5回国民健康保険運営協議会を開催いたします。開会に当たりまして石橋会長より御挨拶をお願いいたします。 |
| 会長 | <p>改めまして、皆さん今晚は。先程市長からもございましたが、本日は大変お忙しい中、お集まりいただきまして私からも厚く御礼を申し上げます。</p> <p>御挨拶の中で、議会の話もございましたが、前回の運営協議会において収納率の向上ということで、収納率が大変良くなっているというお話をさせていただいたんですが、全道平均は上回っているが、全国に比べると、まだ低いというような激励をいただいておりますので、更なる収納率のアップをお願いしたいと思います。また、健全な運営として、本来は健康づくりという地道なところで、医療費を抑制していくことだと思いますので、益々の活動を期待したいと思います。それでは、早速ですが議題に入りたいと思いますのでよろしくお願いいたします。</p> |
| 国保課長 | それでは、これからの議事進行を会長にお願いしたいと思います。 |
| 会長 | 本日は、協議事項が1件でございます。先程の市長からの諮問事項で「苫小牧市税条例の一部改正について」でございます。事務局より説明をお願いいたします。 |
| 市民生活部長 | <p>協議事項第1号、市長から諮問をさせていただきました「苫小牧市税条例の一部改正について」御説明いたします。</p> <p>今回、国民健康保険税の課税限度額を引き上げる必要があるものと考えておりまして、この点について協議会の皆さんの御意見をいただきたいということでございます。</p> <p>議案書の1ページをお開き願います。最初に改正の内容について説明いたします。現在、国民健康保険税は、資料1の改正内容の表にあるとおり、基礎分、支援分、介護分の三つの区分に従って、税金をいただいております。基礎分というのは医療費をまかなうための保険税をいい、支援分というのは、後期高齢者医療制度の財源とするため、現役世代からの支援金として課税される保険税をいい、介護分というのは、40歳から64歳までの人の介護保険料として課税される保険税をいいます。国保税は、これらの区分に従いまして、それぞれの被保険者の数や収入などを基に税額が計算される仕組みになっております。1世帯の被保険者の数が多かったり、その収入が大きい場合には税額が大きくなる仕組みになっており、その際に、負担があまり大きくならないようにという趣旨で、課税限度額が上限額として定められています。</p> |

現在、この表の現行という欄にございますが、本市の課税限度額は、基礎分が50万円、支援分は13万円、介護分は10万円、合計73万円としているところでございます。今回はこれらを、同じ表の改正の欄にございますが、基礎分を51万円に、支援分を16万円に、介護分を14万円にそれぞれ引き上げ、合計の上限を81万円とする、国が定めた限度額に合わせようとするものです。ただ、引上げ額が全体で8万円と、相当大幅なものとなりますので、その負担を少しでも軽減するというので、平成27年度の課税分から3年かけて、3万円、3万円、2万円と徐々に引上げをしていきたいと考えております。先程の表の下に各年度の課税限度額という表がありまして、こちらの方で各年度の限度額を記載しております。

次に、なぜ引上げを行うのかについて説明いたします。本市においては、平成23年度に課税限度額を現行の73万円に引き上げているところですが、国では平成23年度と26年度に4万円ずつ引上げを行っており、本市の限度額との間では、8万円の差が生じております。それだけの差がございますので、この分、国保税の収入が確保できていないということがございます。8万円の引上げによって、税収は年間約2,400万円の増収となると試算しております。それから、少し財政的なお話になりますけれども、現在本市では国から調整交付金を受けていますが、その金額は、本市が法定限度額81万円まで課税しているという前提で計算されているため、8万円の差額分までは補てんされていないという影響があります。さらに、本市は国から特別調整交付金の交付を受けており、25年度も約2億4千万円の収入がありました。この交付金は、経営姿勢が良好な団体に交付されるものであり、いろいろな項目について評価され、北海道の推薦を受けることが必要になっています。当然、法定限度額どおり課税していないというのは、評価としてはマイナスになるということになります。このことだけで直ちに推薦がなくなるということではなく、他にもいろいろな項目がございますので、そのプラスマイナスで推薦を受けられるかどうかということになってきます。他の市町村もさまざまな経営改善に向けた取組を進めてきておりますので、本市としてもマイナスの要素を少しでも減らす努力が必要になると考えています。2億4千万円という非常に大きな金額ですので、これだけの収入を受けられないということになりますと、基金もすぐに枯渇し、税率を見直さなければならぬということにつながる恐れがあると考えております。

今後とも加入者の減少によって国保税の伸びが見込めないこと、医療費や介護の納付金など歳出の増加が見込まれることから、本市国保会計の収支状況は今後ますます厳しくなるものと予想しており、財政的な影響が大きいのではないかと考えております。

これに加えまして、制度的な話になりますが、課税限度額に関する国の考え方についても、少しお話をさせていただきたいと思っております。昨年8月に社会保障制度改革国民会議から報告書が出されました。後期高齢者医療をどうするかということもその報告書の中で触れられておりますので、そういったところで皆さんご記憶ではないかと思っておりますけれども、その国民会議の報告書の中では、国民健康保険において、相当の高所得のものであっても保険料の賦課限度額しか負担しない仕組みとなっていることを改めるため、保険料の賦課限度額を引き上げるべきとの指摘がされております。国保の課税限度額は、先程説明しましたとおり国の方は81万円となっておりますが、中小企業の方々が加入されている協会けんぽでは、平成26年度の保険料上限額が115万円から118万円となっているところでございまして、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」におきましても、持続可能な医療保険制度等を構築するため、国保保険料の賦課限度額の引上げが規定されているところでございます。このような状況から、今後も法定基準の引上げは行われるのではないかと考えており、格差が拡大することは望ましいことではないとも考えております。

以上、法定限度額との差が生じることによる財政運営への影響の回避と自主財源の確保を図るとともに、所得に応じた保険税負担の公平性を確保するという意味で、課税限度額を改正したいと考えております。

課税限度額につきまして、これまでの改正の経過や道内35市の状況などについては、国保課長の方から説明させていただきます。

国保課長

それでは、2ページ目以降について説明させていただきます。

一番上になりますが、平成15年度以降の法定限度額と本市の限度額の推移を表にさせていただきます。法定限度額とのかい離が8万円まで広がったのは、平成15年度以降では初めてでございます。次に、4.平成26年度の道内他市の課税限度額の状況でございますが、限度額合計で法定と同額の81万円が35市中25市、77万円が8市、76万円が1市となっております。73万円は35市中、本市1市で、道内では一番低い額となっております。

次に、今回の改正により影響を受ける課税限度額を超える世帯数と調定額の増額見込みでございます。現行の73万円限度額超過となっている世帯数は、基礎分の限度額である50万円を超えている世帯が331世帯、支援分の14万円を超えている世帯が479世帯、介護分の10万円を超えている世帯が345世帯でございます。平成26年度当初賦課時点での試算でございますが、今回の改正案により、限度額を76万円とした場合、超過世帯数は基礎分で331世帯、支援分で412世帯、介護分で220世帯となり、調定額は994万9千円の増額が見込まれます。

| 発 言 者 | 発 言 内 容 |
|------------|--|
| | <p>また、限度額を合計79万円とした場合、超過世帯数は基礎分で324世帯、支援分で362世帯、介護分で184世帯となり、調定額は1,906万1千円増額となる見込みでございます。さらに法定限度額と同額の81万円とした場合は、超過世帯数は基礎分で324世帯、支援分で313世帯、介護分で158世帯となり、調定額は2,402万2千円増額する見込みとなります。現行73万円の限度額で超過世帯数が一番多いのは、支援分の479世帯となっております。加入者全世界帯に課税される基礎分、支援分での試算でございますが、今回の改正により影響を受ける可能性がある世帯の全加入世帯数に占める割合は、最大で約1.8%と見込んでおります。</p> <p>3ページをご覧ください。限度額に達する所得額の目安でございますが、モデルケースとして40歳以上の介護該当の夫婦と子どもの三人世帯、収入は夫の給与収入のみの世帯で試算してございます。基礎分、支援分、介護分とそれぞれの税率が違うため、限度額に達する所得は異なりますが、現行の限度額73万円に達するのは、このケースでは、給与収入で約733万円以上の世帯でございます。また、限度額76万円に達するのも同じく、給与収入で約733万円以上、限度額79万円に達するのは、給与収入で約747万円以上、限度額81万円に達するのは給与収入で約768万円以上の世帯となります。</p> <p>以上で、「苫小牧市税条例の一部改正について」の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。</p> |
| 会長 | <p>ありがとうございました。それでは、ただいま説明のあった「苫小牧市税条例の一部改正について」の御意見、御質問をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。</p> |
| 会長 国保課長 | <p>今まで限度額を上げなかった理由は何ですか。</p> <p>ここ数年ですが、平成21年度以降は収支が黒字になったこともあります。限度額はもちろん負担の公平性という観点がありますけれども、黒字が続いている中では、なかなか引き上げにくいところもございまして、ここまで来ております。</p> |
| 市民生活部長 | <p>これまでも国が限度額を改定した年に、同時に苫小牧市も引き上げるということは、おそらくしていなかったと思います。やはり、加入者の方の負担を考慮して、1年ないし2年という形で遅れて改定するということが多かったように記憶してございます。</p> |
| 会長 | <p>他市の状況を見ていると、どうしてかなという印象を受けました。他市で限度額を引き上げているところは、法定限度額が改定されると自動的に引き上げているところが多いんですが、法定限度額が定められるのと同時の方が良いのではないのでしょうか。</p> |
| 国保課長 | <p>国保料としている市に関しては、国保条例の中の告示によるもの、例えば27年度からは限度額がいくらになりますという告示でお示しする形で対応をしていると記憶してございます。本市のように国保税としている市は、国の限度額が決まるのが年度末になってしまうものですから、税条例を改正するということになりますと、翌年度の当初から改正ということにはならないというのが現状でございます。</p> |
| 市民生活部長 | <p>税金は、市町村の条例で定めなければならないので、税に関しては条例の中で、議会にお諮りして決めていくこととなります。</p> |
| A委員 | <p>やはり最初に会長から発言があったとおり、なぜ苫小牧市が道内で一番低いのだろうかというのが一番の疑問です。その説明で、黒字であったから低かったという話ですが、35市の中でも黒字のところはあると思うんです。それで、なぜなのかという疑問があるのと、収納率が良いからこういう結果に結びついているのでしょうか。影響を受ける世帯は1.8%位ということですけども、その数字がどのような評価になるのか、もっと詳しく教えていただきたいと思っております。</p> |
| 国保課長 | <p>収納率が良いということは、確かに他市から比べると税収が上がっているということになりますので、そのことによって歳入が確保でき、黒字となっていた部分も現実にあるかと思っております。限度額を引き上げるとなると、税率が上がり、加入者皆さんからお金をいただくというようなイメージがどうしても拭いきれないところもございまして、躊躇して引き上げられなかったところもございまして、そのことにより現在の限度額が他市と比べ低いというような状態にもなってきているところもございました。</p> <p>影響する世帯の1.8%という数字が高いか低いかというのは、判断が非常に難しいところがあるかと思っております。被用者保険の方では、上限額の対象世帯数というのは基本的には1.5%を超えると新たな上限を設けるというような制度設計になっております。そういった観点からいくと、1.5%を超えているというふうに見てとれるんですが、国民健康保険では、現在そのようなルール化がされていないため、国全体でいくと約2.3%の世帯が法定の限度額を超えています。それを今後どの程度の率に、ルール化できるのかも含めて国では検討を進めている最中ですので、本市の1.8%という率も両方の見方があるかと思っております。</p> |

| 発 言 者 | 発 言 内 容 |
|-------|---|
| 会長 | その他、何かありますか。 |
| 会長 | 所得に応じて限度額を上げるというのは、負担の公平感からいって理解できるものであり、遠慮する必要があるのかなど個人的には思います。所得の低い方も一律的に上がるというのは、我々としても意見がありますが、所得に応じてというのは全然疑問に思わないところがあります。現在が黒字だからといって、今後悪化していくことは、もう目に見えている訳ですよね。これ以上負担が減るなんてことはないでしょうから、そういう意味で今こそしっかりしておいた方が将来にとっては大事なことだと思います。皆さんの意見もお伺いできればと思います。 |
| 会長 | 御質問等がなければ、我々としては改正について了解し、それを答申するというところでよろしいでしょうか。 |
| 各委員 | 了承 |
| 会長 | 事務局の方で文案がございましたら、御紹介いただきたいと思います。 |
| 国保課長 | それでは、文案を読み上げさせていただきます。 平成26年10月20日付けで諮問のあった苫小牧市税条例の一部改正について、慎重に審議した結果、改正することが適当であるので答申します。以上でございます。 |
| 会長 | 以上の答申内容でよろしいですか。 |
| 各委員 | 了承 |
| 会長 | 答申につきましては、私が後日市長にお渡ししたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。 |
| 各委員 | 了承 |
| 会長 | 以上をもちまして協議事項につきましては終わりたいと思います。何か皆さんの方から御意見・御質問等がございましたらよろしくお願ひいたします。 |
| 各委員 | なし。 |
| 会長 | 事務局の方から何かありますか。 |
| 国保課長 | 国民健康保険運営協議委員の公募について御説明させていただきます。 今年4月に委員になっていただきました岡田委員を除きまして、委員の皆さまの任期は今年12月月末までとなっております。次の任期の選任にあたりまして、委員の公募について検討を進めてまいりました。委員の公募につきましては、苫小牧市市民参加条例で、審議会等の委員の選任に当たっては、正当な理由がある場合を除き、公募に応じた者を委員として加えなければならぬと定められております。前回の更新時期に御説明させていただきましたが、委員の公募は被保険者を代表する委員となります。公募対象者が、市民約17万4千人に対して、国民健康保険の加入者は、4万2千人余りであり、18歳以下の方ですとか、任期中に後期高齢者に加入する方などを除きますとさらに少なくなり、こうした少ない中から公募することが適切かどうか判断に苦慮しまして、平成25年1月1日から26年12月31日のまで、つまり、現在の皆さまの任期については、従来どおりの方法で委員の選任を行わせていただきました。この改選以降、私どもで改めて委員の公募について検討させていただきましたが、市民参加条例の趣旨に鑑みまして、委員を公募することが適当であるという判断に至りました。つきましては次回の改選、平成27年1月からの2年間ですが、被保険者を代表する委員の3名のうち、1名を公募で選任させていただくこととしましたので御報告させていただきます。 もう1件ございます。次回の運営協議会について簡単に御説明させていただきます。 現在、国におきまして国民健康保険施行令の改正の作業を進めております。その内容ですが、平成27年1月1日から、出産育児一時金という、出産のときにいただける給付がございますが、その額を改正する作業が進められております。この改正を受けまして、私どもの条例ですとか規則の一部改正について、皆さまの御協議をお願いしたいと考えております。国の改定時期が未定でありますことから、次回の日程を本日お示しすることはできませんが、年内には再度開催させていただきたいと思っておりますので、改めて御案内させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。 |
| 会長 | 何か御意見はございますか。 |
| 各委員 | なし。 |
| 会長 | それでは、以上をもちまして第5回国民健康保険運営協議会を終了いたします。本日はありがとうございました。 |